

新専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域）

日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度における皮膚科専門医更新は、

① 勤務実態の証明、②更新単位の取得（診療実績の証明を含む）をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職、地域枠等の従事要件など）の措置については、別途定めま
す。詳細については p11（3. 専門医資格を更新できない場合の措置）をご確認ください。

1. 機構専門医更新について

①勤務実態の自己申告（必須）

皮膚科領域としては勤務実態を証明する為に「勤務実態の自己申告（様式 2）」「勤務証明書（様式 3-1、3-2）」を提出することとしています。

・勤務実態の自己申告（様式 2）

直近 1 週間当たりの勤務実態に対して当てはまる項目にチェックをいれてご提出ください。

・勤務証明書（様式 3-1、3-2）

5 年間の更新期間のうち、その半分である累計 2.5 年（30 ヶ月）以上の勤務実態を記載してください。勤務証明書は常勤か非常勤かにより、提出する様式が異なります。該当するほうの書類をご提出してください^(注 1)。

また、勤務証明書と一緒に勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類も併せてご提出ください。

a. 常勤：皮膚科診療に従事している時間が週 31 時間^{以上}

→勤務証明書（常勤）（様式 3-1）

b. 非常勤：皮膚科診療に従事している時間が週 12 時間以上週 31 時間^{未満}

→勤務証明書（非常勤）（様式 3-2）

※常勤、非常勤ともに勤務時間は、休憩時間や残業時間は含まれません。

非常勤の場合には原則として週 12 時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていることが必要です。

・同時に働く勤務先は 2 施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添

付ください。

※HP 上に表記のある診察時間と実際の契約時間に齟齬がある場合には、更新申請の必須書類として雇用書類を併せてご提出してください。なお、日々の休憩時間、残業時間などは勤務実績には含まれません。

・皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設のプログラム統括責任者の証明が必要です。

(注 1) ご自身で開業されている場合

開業している証憑として、勤務証明書のほかに、院長・診療時間・開設日などが分かる書類もご提出ください。(保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など)

診療時間に加えて開設者・院長としての業務を含んだ勤務時間を表記ください。

例) 備考欄に月-金(うち休憩 1 時間、2 時間/日は事務業務) など

業務を含めて勤務時間が週 31 時間未満の場合は、非常勤の勤務証明書をご提出ください。

年度途中で勤務形態が変更になった場合、当該年度について常勤は単一施設で 31 時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、非常勤勤務の勤務時間と合算し平均の週あたりの勤務時間数を計算できます。

例) 4 月～9 月まで常勤、10 月～3 月まで非常勤(週 4 時間) の場合(1 年間で 52 週で計算)

常勤: 4 月～9 月。26 週×31 時間=806 時間

非常勤: 10 月～3 月。26 週×4 時間(週勤務時間)=104 時間

平均: $806 + 104 = 910 \div 52 \text{ 週} = 17.5 \text{ 時間/週}$ …非常勤の規定時間 12 時間以上を満たす

その他の特殊な勤務形態(学長、病院長、研究職、産業医、公的機関での医系技官業務など)で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、皮膚科領域専門医委員会(以下、「専門医委員会」と呼ぶ)にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定します。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても次頁<表 1>専門医資格項目別更新単位に規定する診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができます。なお、非常勤及び常勤の勤務時間は労働時間とし、休憩時間、残業時間は含まれません。

②更新単位(50 単位)の取得

皮膚科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示しています(表 1)。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく

確認の上、総単位数が 50 単位となるように取得してください。

〈表 1〉 専門医資格項目別更新単位

項目	取得単位	備考
i) 診療実績の証明	必須 10 単位	・ 症例報告一覧 100 例毎に 10 単位 ・ e-test 合格で 10 単位 <u>※2028 年度の更新対象者から対象</u> <u>更新認定日が、2024 年 4 月 1 日～になるときから適用（2028 年 4 月～12 月に更新手続きをする方から対象となります）。</u> <u>※単位不足で認定期間が 4 年の対象者の場合は更新認定日が 2025 年 4 月 1 日からとなります。</u> <u>それ以前の更新認定日の詳細は下記を参考</u>
	任意 0~5 単位	・ 専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位（ただし複数の専攻医を指導しても 1 単位のみ）
ii) 専門医共通講習	3~10 単位	・ 必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)各 1 単位必須 <u>特例での更新対象者も含み全員必須</u> <u>※更新認定日が、2024 年 4 月 1 日～になるときから適用</u> <u>2028 年 4 月～12 月に更新手続きをする方から対象となります。</u> <u>特例の更新対象者が単位不足の延期申請で認定期間が 4 年の場合は更新認定日が 2025 年 4 月 1 日からとなります。</u> <u>それ以前の認定日で特例の更新を希望される方は p. 10「更新の特例措置」の「※更新認定日：2024 年 3 月 31 日以前の対象者」を参考</u> <u>※機構制度初回更新者（皮膚科では 2023 年度に機構専門医の資格取得者から）は必修講習 B も適用となる。</u> 学会制度で一度でも更新をされた方は任意。 詳細は p6. 「共通講習 B について」を参照ください。
iii) 皮膚科領域講習	20 単位以上 更新日が、2024 年 4 月 1 日以降の全更新対象者：必須	
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0~10 単位 (状況により 20 単位)	原則上限 10 単位まで。 ただし、原則の 10 単位以外に、筆頭発表・筆頭論文発表者は 10 単位まで追加申請可能。詳細は p8. 「iv) 学術業績・診療以外の活動実績（様式 6）【0~10 単位】」を参照ください。

i) 診療実績の証明（最大 10 単位）

※更新認定日 2023 年 4 月 1 日以前の対象者

・症例報告の提示（様式 4-1）

【学会制度で一度でも更新をされたことがある場合は機構制度の更新手続きが初めてでも提出は必須ではなく任意。】

5 年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を 10 症例分提出してください。

症例 10 例毎に 5 単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。

なお、皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35 領域については別添資料（「1. 皮膚科領域の 35 領域」）をご確認ください。

※更新日 2024 年 4 月 1 日以降の対象者（2024 年 4 月 1 日以降、専門医を取得及び専門医更新が認定された専門医が次回の更新を行う際に対象）

【学会制度からの移行も含み全員必須となります。】

どちらかの方法で 10 単位の取得が必要となります。

・5 年間に診療した症例について、100 症例を一覧で提出（10 単位）

5 年間に診療した症例について、100 症例を一覧で提出してください。

症例一覧 100 例で 10 単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。

なお、皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35 領域については別添資料（「1. 皮膚科領域の 35 領域」）をご確認ください。

・E-test の合格（10 単位）

日本皮膚科学会が今後用意する予定の E-test の合格をもって、症例提出の代わりとすることも可能です。e-test の合格は 10 単位。更新期間中に 1 回の合格のみ単位として取得が可能です。

なお、診療実績の申請内容に対し専門医委員会で不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行います。

ii) 専門医共通講習 【3～10 単位】

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。

- | | | |
|----------------------------|---|--------|
| 1. 医療安全（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | } | 必修講習 A |
| 2. 感染対策（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | | |
| 3. 医療倫理（必修項目：5 年間に 1 単位以上） | | |
| 4. 医療制度と法律 | } | 必修講習 B |
| 5. 地域医療 | | |
| 6. 医療福祉制度 | | |
| 7. 医療経済（保険医療等） | | |
| 8. 両立支援 | } | 任意講習 C |
| 9. 臨床研究・臨床試験 | | |
| 10. 災害医療 | | |

専門医共通講習はすべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。皮膚科領域の担当委員会で審議し、日本専門医機構によって認められた講習会のみ該当します。

共通講習には、必修講習 A、必修講習 B、任意講習 C の 3 つの区分があります。

共通講習は、最小 3 単位、最大 10 単位の単位が取得できます。ただし、必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)を各 1 単位以上含む必要があります。

(たとえば、日皮会の総会、支部や関連学会の学術大会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する共通講習会などが該当しますが、他の基本領域等が主催する共通講習会を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとします)。

専門医共通講習の対象となる講習会は別添資料（「2. 専門医共通講習に算定できる単位」）を参照してください。

1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位、また、連続して 2 時間以上のものは 2 単位として算定します。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するものは、原則として専門医委員会が審査・認定を行います。地域の医師会が開催するものは、原則として日本医師会または各都道府県医師会が審査・認定を行います。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものは、原則として日本専門医機構が審査・認定を行います。なお、地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等については、日本医師会が定める実施要項に基づき申請ください。

皮膚科学会総会では必修講習 A の 1~3 を毎年開催します。

皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは e-learning 教材として使用できます。受講証明（参加証明書やオンラインでの受講証明等）したものに対して単位認定することができます。

各支部学術大会では必修講習 A の 1～3 のうち、いずれか 1 つ以上を開催あるいは上映します。なお、専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは単位として認定します。

講習会講師については 1 時間の講演につき 2 単位付与することができます。また、1 時間を複数名で講演し、そのうち、30 分以上講演している場合には、1 単位付与します。

○必修講習 B について

機構制度（皮膚科研修プログラムに所属）で試験に合格し、機構専門医を取得した、2023 年度以降の専門医はその後更新手続きを行う際は上記必修講習 A の他、必修講習 B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援（治療と仕事））を各 1 単位（計 5 単位）取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習 B の取得は免除することができます。

（多様な地域については、日本専門医機構と協議中です。詳細が確定次第、公開します。）

※学会制度の専門医は必修講習 B の取得は任意で問題ございません。

○更新時の申請方法

日本皮膚科学会が開催している講習会を日本皮膚科学会会員カードまたは OR コードで受付したもので出席を確認し、聴講、もしくは演者として発表した場合、日本皮膚科学会会員マイページに自動的に加算されます。マイページ上の「専門医後実績一覧」を印刷し、提出してください。

研修施設や他学会主催の講習会を聴講、演者として発表した場合、会員マイページには自動的に加算されません。その為、聴講単位、講演での単位は下記のように単位申請ください。

- ・（聴講単位を申請する場合）：自身で日皮会 HP の会員マイページに聴講した講習会を登録し、証明書類として講習会の際に配布された受講証明書のコピーを提出してください。
- ・（演者として発表した講師単位を申請する場合）：自身で日皮会 HP の会員マイページに講習会、演者として発表した演題を登録し、証明書類として抄録又はプログラムのコピーを大会名、大会日付、演題名、演者名、が分かる箇所を記載順に揃えてご提出ください。

※会員マイページ上の単位の登録や印刷が不可能の場合は、「専門医共通講習一覧（様式 5）」に聴講、演者として発表した演題した講習会を記載し、受講証明書のコピーや必要書類と併せてご提出ください。

iii) 皮膚科領域講習 【20 単位以上】

日本皮膚科学会が定める講習会等で取得する単位です。皮膚科専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習会への参加を目的にしています。

原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定します。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます。また、1 時間を複数名で講演しており、そのうち、30 分講演している場合には、1 単位付与します。

1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講：

1 時間につき 1 単位を認定します。日本皮膚科学会会員カードまたは OR コードで受付したもので出席を確認します。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行します。単位認定する講演は下記のいずれかとします。また、単位認定にあたっては主催元からの申請をもって個別に審議し、当該講演が皮膚科領域講習にふさわしい内容と判断したものを認定します。なお、専門医委員会が単位認定した講演は日本皮膚科学会 HP に公開します。

- (1) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ、指導医講習会。
- (2) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）におけるその他の形式の講演
- (3) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning 教材として使用できます。受講証明（参加証明書やオンラインでの受講証明等）したものに対して単位認定することができます。
- (4) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日（2 時間以上）につき 1 単位として認めます。
- (5) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における実習型の講習会は半日（1 時間以上）につき 1 単位として認めます。

2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会：

日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1 時間につき 1 単位。

○更新時の申請方法

講習会に現地で聴講している場合は日本皮膚科学会会員カードまたは OR コードで受付したものを、オンライン講演で聴講している場合は聴講ログで、出席を確認しています。

大会終了後 2 か月以内に、自動的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧を印刷して提出してください。

なお、教育講演などの演者としての単位についても、自動的に加算されます。しかし、一般演題の演者として発表した一般演題は自動で単位は加算されません。単位を申請する場合は iv) 学術業績・診療以外の活動実績の

〈表 2〉No1. 皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表 をご確認ください。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（様式 6）【0～10 単位】

算定可能な単位については、下記の〈表 2〉をご確認ください。

なお、自身が筆頭発表者の【学会発表】と筆頭著者の【論文発表】がある場合、最大 20 単位まで申請可能です。

例1) 自身が筆頭発表者の学会発表 10 単位＋筆頭著書である論文発表単位 10 単位の場合
20 単位取得可能

例2) 地方会などの参加単位 6 単位＋自身が筆頭発表者の学会発表 10 単位＋筆頭著書である論文発表単位 10 単位の場合

上限 10 単位（地方会参加単位 6 単位＋自身が筆頭発表者の学会発表 4 単位）と筆頭発表者の学会発表 6 単位、筆頭著書である論文発表単位 4 単位の 10 単位を合わせて 20 単位の取得可能

（申請いただいた残り 6 単位の筆頭著書である論文発表単位は無効）

〈表 2〉

No	項目名	概要	取得単位
1	皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)
2	皮膚科領域専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表 ※別添資料(3. 代表的な雑誌のリスト)参照	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2 単位 全共著者：1 単位
3	共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1 単位 ※聴講単位とは別に付与
4	皮膚科領域専門医委員会が指定する学術雑誌の査読 対象雑誌： 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publons による証明を行うこと。	1 単位 ※同一論文の再査読は単位としては認めない。

5	日本皮膚科学会ガイドライン作成委員会の委員長（作成するガイドラインが個別のグループに分かれている場合、それぞれのグループ長を委員長とする）	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピーを提出すること。	1 件につき 2 単位 ※当該ガイドライン発表時の委員長に付与
6	専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要	各施設の担当者 1 人： 2 単位
7	専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究	研究計画書を提出すること。なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。	責任者：2 単位
8	皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
9	皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
10	地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60 分の講演：1 単位 120 分以上の講演：2 単位 (上限回数制限なし)
11	校医を 1 年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
12	皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1 年度につき 2 単位
13	日本皮膚科学会の地方会への参加単位	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科領域講習として認められている講演があり、かつ、その受講単位を取得していること。	1 回につき 1 単位 (1 年間 2 単位、5 年間で 6 単位)
14	専攻医の年間評価を行った場合	「専攻医指導報告書（様式 4-2）」を記入の	1 年間に 1 単位（ただし複数の専攻医

		上、評価を行った証明書類として専攻医研修管理システム上の「担当専攻医一覧」の画面を印刷して提出すること。	を指導しても1単位のみ)
15	共通講習などの講師で講演をした場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	1時間の講演につき2単位 また、1時間を複数名で講演し、そのうち、30分以上講演している場合には、1単位
16	日本医学会総会の参加単位	ネームカードを提出(コピーでも可)	1単位

2. 更新の特例措置

皮膚科領域においては、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で、更新の特例措置を設けています。

専門医（学会専門医を含める）を3回以上更新しており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて、「診療従事証明書（様式7）」による申請を行うことで下記の特例を受けることができます。

※更新認定日 2023年4月1日以前の対象者

- ・「勤務実態の証明」の省略が可能
 - ・「診療実績の証明」「専門医共通講習」「皮膚科領域講習」「学術業績・診療以外の活動実績」の項目毎の制限を排除
 - ・合計40単位で更新が可能
- （例）皮膚科領域講習のみ40単位取得し、診療従事証明書を提出することで更新可能

※更新認定日 2024年4月1日以降の対象者

- ・「勤務実態の証明」：p2（①勤務実態の証明：様式2及び3）の省略が可能
- ・「診療実績の証明」：通常の更新と同様に提出が必要
- ・「専門医共通講習」：必修講習A（医療安全、感染対策、医療倫理）は各1単位以上取得が必要

- ・「皮膚科領域講習」、「学術業績・診療以外の活動実績」の項目毎の制限を排除
- ・「診療実績の証明」、「専門医共通講習の必修講習 A」を含む合計 40 単位で更新が可能

なお、5 年間（認定期間内）に、1 回以上の日本皮膚科学会総会への参加があることが望ましい。

また、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述 p12（②所定の期間に更新基準を満たすことができず、更新猶予を選択する場合）に示す猶予申請手続きを行うことができます。

3. 専門医資格を更新できない場合の措置

特別な理由（国内外の研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職、地域枠等の従事要件など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては、事情に応じて以下①または②の方法のいずれかを選択することができます。

①専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合

認定期間内に専門医更新が困難と予想される場合には、活動休止申請書（初回分）（様式 8-1）を提出し、皮膚科領域担当委員会と機構専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。

初回の申請で最長 2 年まで休止が認められます。途中月単位での切り上げは認められません。原則、3 年目からは 1 年毎に活動休止申請書（様式 8-2）を提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。

なお、休止期間は専門医を呼称、表示する事はできません。また、休止期間中の診療実績や講習会の受講は更新の単位として認められません。

専門医休止期間終了後は専門医の資格が復活します。休止した期間を除く前後の合計 5 年以内に 50 単位と勤務実績 2.5 年以上を取得した場合、次回の専門医更新資格を得ることができます。

例）認定期間：2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日

2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日の 1 年間、休止申請をした場合

- ・休止期間は専門医と名乗ることはできません。
- ・休止期間中は診療従事や講習会等の全ての単位は取得できません。
- ・途中月単位での切り上げはできません。

※休止申請が認められた場合、認定期限は 2029 年 3 月 31 日から 2030 年 3 月 31 日に延期されます。

〈表 3〉活動休止の考え方



②所定の期間に更新基準を満たすことができず、更新猶予を選択する場合

特別な理由で更新基準を満たすことができない場合、更新猶予を選択することができます。途中月単位での切り上げは認められません。

猶予期間中でも専門医を称することはできます。更新基準の単位が取得できれば、次回の更新の対象になることができます。

更新猶予が承認された場合、猶予が認められた更新期間は 5 年+1 年の 6 年となりますが、次回更新期間は 5 年-1 年の 4 年間で、必要な単位や勤務実績の取得が必要となります。

(注 2)。更新猶予申請の受付期間は、更新手続き期間内（更新期限前年の指定期間、詳細はホームページをご確認ください）に受付を行います。

例) 認定日 2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日（5 年間）の対象の方が猶予申請をした場合。

猶予申請受付期間：2027 年 4 月～2027 年 12 月まで

猶予が認められた場合：認定期間 2023 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日（6 年間）に延長
上記猶予期間内に規定の勤務実績や単位を収集し、2028 年 4 月～2028 年 12 月までの受付期間内に更新申請をする。

※認定期間内の 2029 年 1 月～3 月の勤務実績や単位を含める場合は、その旨を添えて申請が必要。

その次の認定期間：2029 年 4 月 1 日～2033 年 3 月 31 日（4 年間）

③機構専門医へ移行期間に更新基準を満たすことができず、更新延期を選択する場合

学会制度で専門医資格を取得した先生が、機構制度の専門医に移行する際に単位不足により、更新が困難な場合は、特例により更新延期の申請が可能となります。ただし、通常の延期理由による延期（出産等）とは違い、猶予扱いとなり、下記の通りの対応となりますので、ご確認をお願いいたします。

- ・本理由による更新延期申請は、移行期のみとなり、1回のみとなります。
- ・延期期間は1年間となり、延期の延長などは原則ありません。
- ・専門医更新認定期限が1年間延期されますが、猶予扱いと同様の取り扱いとなるため、次回の専門医更新期間から1年間分が、前倒しされることとなり、次回の更新期間が4年間となります。そのため、次回の更新の際は、4年間で更新に必要な単位と、勤務実績などが必要となりますのでご注意ください。

次々回の更新手続きが完了以降は通常通り5年で更新手続きが可能となります。

4. 専門医資格を喪失した場合

更新忘れなど何らかの事情のため機構専門医資格の更新ができなかった場合、正当な理由があると認められた場合に限り、失効後1年未満であれば、更新基準を満たすことにより専門医資格を復活することができます。失効後復活までの期間は専門医を称することはできません。

失効後1年以上経過している場合は、皮膚科領域担当委員会において専門医資格喪失の理由書を審査のうえ、正当な理由があると認められた場合に限り、承認後5年間で所定の更新基準を満たすことで機構認定専門医更新の対象となります。その期間は専門医を称することはできません。

〈表4〉休止・更新猶予一覧

	3-①. 休止の場合	3-②. 更新猶予の場合	3. 移行期間中の延期の場合	4. 資格失効の場合
必要書類	活動休止申請書	更新猶予申請書+理由書	更新延期申請書 (移行期用)	理由書
期間	1年間※（初回申請のみ 2年間可能） 休止の延期申請は1年ごと	1年間 更新期間内1度のみ	1年間 移行期のみ1回限り	1) 失効後1年以内 2) 失効後1年以上

単位について	休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められない	診療実績や講習会受講は更新の単位として認められる	皮膚科領域担当委員会での承認後、単位等取得できる。	皮膚科領域担当委員会での承認後、単位等取得できる。
専門医	機構認定専門医と称することができない。	機構認定専門医と称することができる。	学会認定専門医を証することはできるが、機構認定専門医と称することができない。	資格が復活するまでの間は機構認定専門医と称することができない。

※途中月単位での切り上げは認めないので、計画的な申請をすること。

5. 専門医資格取消について

以下の条件に該当する場合は皮膚科領域担当委員会で審査し、機構承認の上専門医資格をはく奪することができます。

- ①公序良俗に反する場合
- ②正当な理由なく資格更新を行わなかった場合
- ③日本専門医機構認定専門医申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または重大な誤りがあったとき。
- ④機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医登録場から削除される。
- ⑤機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医認定書を速やかに返還
- ⑥日本皮膚科学会の会員資格を喪失したとき

(別添資料) 皮膚科専門医 教育研修単位一覧表

※2024 年 1 月 1 日現在

1. 皮膚科領域の 35 領域 <症例報告の提示>

1	湿疹・皮膚炎	19	褥瘡
2	紅皮症	20	色素異常症
3	蕁麻疹	21	母斑と母斑症
4	痒疹	22	その他の遺伝性皮膚疾患
5	痒痒症	23	上皮性腫瘍・神経系腫瘍
6	薬疹	24	間葉系腫瘍
7	血管・リンパ管の疾患	25	リンパ腫と類症
8	紅斑症	26	メラノサイト系腫瘍
9	角化症	27	ウイルス感染症
10	炎症性角化症と膿疱症	28	細菌感染症
11	水疱症	29	真菌感染症
12	膠原病および類症	30	抗酸菌感染症
13	代謝異常症	31	性感染症 (STI)
14	軟部組織 (皮下脂肪組織・筋肉) 疾患	32	動物性皮膚症・寄生虫症
15	肉芽腫症	33	付属器疾患 (汗器官・脂腺・毛髪・爪)
16	太陽光線による皮膚障害	34	粘膜疾患
17	物理・化学的皮膚障害	35	全身疾患に伴う皮膚症状
18	皮膚潰瘍		

2. 専門医共通講習に算定できる単位 (原則として 1 時間 1 単位)

1. 医療安全	1 単位 (必修)	} 必修講習 A
2. 感染対策	1 単位 (必修)	
3. 医療倫理	1 単位 (必修)	
4. 医療制度と法律	1 単位	} 必修講習 B
5. 地域医療	1 単位	
6. 医療福祉制度	1 単位	
7. 医療経済 (保険医療等)	1 単位	
8. 両立支援 (治療と仕事)	1 単位	} 任意講習 C
9. 臨床研究・臨床試験	1 単位	
10. 災害医療	1 単位	

*上記 1～10 の講師については、1 人あたり 1 時間の講演につき、
 2 単位付与することができる。(証明のための資料として、抄録、プログラムの
 コピーを提出すること)
 *他学会や医師会主催の共通講習の受講証明書については、受験申請の際に
 受験申請書類と併せてご提出ください。

代表的な雑誌リスト

No	索引	タイトル
1	A	Acta Dematovenerologica Croatica
2		Acta Dermato-Venereologica
3		Allergology International
4		Allergy
5		Anais Brasileiros de Dermatologia
6		Annals of Dermatology
7		Archives of Dermatological Research
8		Archives of Plastic Surgery
9		Australasian Journal of Dermatology
10	B	British Journal of Dermatology
11	C	Cancer Research
12		Case Reports in Dermatology
13		Clinical and Experimental Dermatology
14		Contact Dermatitis
15		Cureus
16		Cutis
17	D	Dermatologic Surgery
18		Dermatologic Therapy
19		Dermatologica Sinica
20		Dermatology
21		Dermatology Practical and Conceptual
22		Dermatology Reports
23		Dermatopathology
24	E	European Journal of Dermatology
25		Experimental Dermatology
26	I	Indian Journal of Dermatology
27		International Archives of Allergy and Immunology
28		International Journal of Dermatology
29	J	JAMA Dermatology
30		Journal der Deutschen Dermatologischen Gesellschaft
31		Journal of Cutaneous Immunology and Allergy
32		Journal of Cutaneous Pathology
33		Journal of Dermatological Science

34		Journal of Dermatological Treatment
35		Journal of Environmental Dermatology and Cutaneous Allergology
36		Journal of Immunology
37		Journal of Investigative Dermatology
38		Journal of Skin Cancer
39		Journal of the American Academy of Dermatology
40		Journal of the European Academy of Dermatology and Venereology
41		Journal of the German Society of Dermatology
42		Journal of Wound Care
43	M	Medical Mycology
44		Melanoma Res
45		Monthly Book Derma
46		Mycoses
47	P	Pigmented cell and melanoma research
48	S	Scientific Reports
49		Skin Cancer
50	T	The American Journal of dermatopathology
51		The Journal of Allergy and Clinical Immunology
52		The Journal of Dermatology
53	ア	アレルギー
54	ケ	月刊「皮膚科」
55	ニ	西日本皮膚科
56		日本小児皮膚科学会雑誌
57		日本皮膚科学会雑誌
58		日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌
59		日本美容皮膚科学会雑誌 (Aesthetic Dermatology)
60		日本臨床皮膚科医会雑誌
61		日本臨床皮膚外科学会誌 (Skin Surgery)
62	ネ	熱傷
63	ヒ	皮膚の科学
64		皮膚科の臨床
65		皮膚病診療
66	リ	臨床皮膚科

別記(1) 日本皮膚科学会の地方会

北海道地方会	青森地方会	秋田地方会	岩手地方会	宮城地方会	山形地方会
福島地方会	新潟地方会	群馬地方会	栃木地方会	茨城地方会	東京地方会
信州地方会	山梨地方会	静岡地方会	北陸地方会	東海地方会	京滋地方会
大阪地方会	山陰地方会	島根地方会	岡山地方会	広島地方会	山口地方会
徳島地方会	高知地方会	香川地方会	愛媛地方会	福岡地方会	長崎地方会
佐賀地方会	大分地方会	熊本地方会	宮崎地方会	鹿児島地方会	沖縄地方会

別記(2) 国内における単位申請可能な学術集会

日本皮膚科学会総会	日本皮膚科学会支部学術大会	日本皮膚科学会地方会
日本臨床皮膚科医会学術集会	日本研究皮膚科学会学術集会	日本小児皮膚科学会学術集会
日本ハンセン病学会学術集会	日本医真菌学会学術集会	日本アレルギー学会学術集会
日本香粧品学会学術集会	日本臨床免疫学会学術集会	日本性感染症学会学術集会
日本免疫学会学術集会	日本乾癬学会学術集会	日本皮膚病理組織学会
日本皮膚悪性腫瘍学会学術集会	水疱症研究会	日本結合組織学会学術集会
角化症研究会	加齢皮膚医学研究会	日本熱傷学会学術集会
皮膚かたち研究学会	日本光医学・光生物学会学術集会	日本臨床皮膚科医会ブロック大会
日本皮膚免疫アレルギー学会	日本皮膚外科学会学術集会	日本色素細胞学会学術集会
日本臨床皮膚外科学会学術集会	日本美容皮膚科学会学術集会	日本皮膚科心身医学会学術集会
日本褥瘡学会学術集会	毛髪科学研究会	日本褥瘡学会 九州地方会
小児皮膚科学セミナー	日本臨床皮膚科医会都道府県大会	アトピー性皮膚炎治療研究会
近畿皮膚科集談会	日本発汗学会	日本医真菌学会東海・北陸地方会講演会
都道府県医師会主催の生涯教育集会	日本アレルギー学会中国四国支部地方会	日本白斑学会
日本レックリングハウゼン病学会	日本フットケア・足病医学会	皮膚膠原病研究会
日本アレルギー学会近畿地方会	皮膚真菌症指導者講習会	

※2026年4月1日現在

別記(3) 国内における参加型教育集会

皮膚真菌症指導者講習会、皮膚病理診断研究会診断講習会

別記(4) 国外における学術集会

World Congress of Dermatology

Eastern Asia Dermatology Congress

The Asian Dermatology Association

The Society for Investigative Dermatology

The European Society for Dermatological Research

The American Academy of Dermatology

The European Academy of Dermatology and Venereology

日独合同皮膚科会議

International Societies For Investigative Dermatology

国際小児皮膚科学会

GA²LEN UCARE Urticaria Conference (蕁麻疹国際会議)

日豪合同皮膚科会議